3　第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類

四　検査を受けようとする期日

4　第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5　前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

6　第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（施設定期検査の実施）

第四十三条　施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一　第四十一条第一項第二号の設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ　タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ　タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二　蒸気タービン及びナトリウム冷却型発電用原子炉施設にあっては、前号に掲げるもののほか、その他原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

三　蒸気タービン及びナトリウム冷却型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあっては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

一　第四十一条第二項第一号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　燃料取扱設備の系統運転性能検査

ロ　新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ハ　使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査

二　第四十一条第二項第二号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ロ　液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査

ハ　液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ニ　液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ホ　固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ヘ　固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ト　固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

三　第四十一条第二項第三号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　エリアモニタリング設備の設定値確認検査

ロ　エリアモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ハ　エリアモニタリング設備の作動検査

ニ　プロセスモニタリング設備の設定値確認検査

ホ　プロセスモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ヘ　プロセスモニタリング設備の作動検査

ト　固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の設定値確認検査

チ　固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の警報の動作状況の確認検査

リ　換気設備の性能検査

四　第四十一条第二項第四号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　非常用発電装置の性能検査

ロ　無停電電源装置の性能検査

（施設定期検査の実施時期）

第四十四条　法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十五条　法第四十三条の三の十五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合

二　使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

三　災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

2　前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力

四　直近の施設定期検査が終了した年月日

五　施設定期検査開始希望年月日及びその理由

3　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

（機構が行う施設定期検査等）

第四十六条　法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備とする。

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及び非常用電源設備のうち核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものとする。

3　法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、第四十三条第一項第一号に掲げるものとする。